

第1回鳥取市消費者行政審議会 会議概要

【開催日時】

平成30年8月22日（水） 15:00～16:30

【開催場所】

鳥取市立中央図書館 多目的ホール （鳥取市役所駅南庁舎2階）

【参加者】

出席委員 民野千秋委員、山根滋子委員、平尾昭一委員、青木博之委員、
松本公彦委員、加藤明代委員、田見栄委員、原田綾委員、
中山実郎委員、城野和実委員、谷口一真委員、堀田晶子委員、
福田美奈委員（15名中13名出席）

事務局 安本地域振興局長、見生消費生活センター所長、
川口消費生活センター副所長、金谷消費生活センター企画員

傍聴者 なし

【次第】

- 1 開 会
- 2 あいさつ
- 3 委嘱状交付
- 4 委員自己紹介
- 5 会長・副会長の選出
（鳥取市消費者行政審議会条例第4条第1項の規定に基づき、委員の互選により、会長に民野千秋委員、副会長に城野和実委員を選出）
- 6 協議事項
 - (1) 鳥取市における消費者行政について
 - (2) 消費者教育推進計画について
 - (3) 鳥取市消費者行政基本方針の見直しについて
- 7 その他
- 8 閉 会

【協議事項に関する質疑・意見】

○消費者教育推進計画について

(委員) 鳥取市連合婦人会では各幼稚園や保育園などで、紙芝居とおはなしを通じて、もったいないということや、食べ物を作っている人たちへの感謝とか、世界中には飢餓で苦しんでいる子どもたちもたくさんいるとかといったことを教える活動をしています。

エシカル消費という言葉が抽象的で難しくなかなか理解できないので、この機会を通じてエシカル消費というものをどんどん広げていけたらと思います。

(委員) 幼児期から高校生期の取組みにあがっている、「学校教育における消費者教育の現状把握」は、具体的にどのような取り組みのですか。

⇒ (事務局) 今年、県が消費者教育推進計画の見直しに合わせ、教育機関へのアンケート調査を実施するとお聞きしており、県の協力をいただき、調査結果を市でも情報共有をさせていただくこととしております。また、この会議を通じて、委員の皆様と情報交換をしながら、現状把握をしていければと考えています。

(委員) 60歳代、70歳代からの相談が多いとのことですが、市老人クラブでは、健康に関する教育などに比べ、消費者教育というものはあまりやっていないと思うので、機会がありましたら、ぜひともやっていただきたいと思う。

また、相談窓口としての消費生活センターを、多くの方が知らないのではないかと思います。例えばパンフレットを配るなどPRをして、相談窓口を知ってもらえば、悩まれる高齢者も減ると思います。

⇒ (会長) 私たち消団連では、消費者がトラブルに遭わないよう、消費者被害防止のための寸劇による啓発を行っています。ぜひご活用下さい。

(委員) 金融機関では、過剰な借入れとならないよう、カードローンの相談窓口を設置するといった流れができています。

消費者教育ということでは、私には小学生の娘がおり先日、お金の扱い方や貯め方についてを勉強する機会に参加させてもらったのですが、自分が家の中で消費者教育ができていないのではと感じました。そこでお尋ねですが、小学校とか、中学校で子ども向けの消費者教育は、すでに始まっているのでしょうか。

(委員) 小学6年生の担任をしており、家庭科も担当しています。家庭科では衣食住のどの領域も広い意味で言えば消費者教育にかかわるのではないかなと考えており、子どもたちと学習を進めています。

2020年に学習指導要領が改訂になり、小学校でも売買契約の基礎という内容が入ってくるので、そこに向けて、学校でどんな教材を使ってどんな単元を組んでいけば、子どもたちに生きていく力が付くのか、かしこい消費者になるためには、どんな学習をしていかないといけないのかを考えなければいけない時期に来ていると思います。

(委員) 中学校では、3年生の公民の分野で消費者について学びます。ただ、中学校では言葉としては勉強しますが、それが実生活に結びつかないというのが、一番の問題ではと感じています。そこで授業の時は、国の消費センターなどに出ている事例を紹介したりしながら進めていくことが、より生活力につながるのではと思っております。具体的な事例について情報発信していただけるとありがたいです。

(委員) 資料の中で、消費生活センターの体制がありますが、この件数をこの人員で対応しているとのことで、もう少し人員を増やすことはできないのかなと感じます。

市民には、架空請求と悪質商法の違いといったものがなかなかわかりにくいかと思えます。架空請求などの特殊詐欺は、警察の案件であるわけですが、市の窓口で相談されることもあると思いますが、この場合、警察との連携はどのようにされていますか。

⇒ (事務局) 被害や被害につながるような事案については、警察のほうに相談するようご案内するとともに、了解を得られた場合は、センターから警察へ情報提供するなど警察と連携しています。

(委員) 大学での教育では、契約について具体的な案件、判例というものを取り入れて、特に消費者法という分野では国民生活センターのホームページを見たりして、何が法律上おかしいのか、そんなところを中心にやっているところです。ただ、学生は高校で学んでいるはずなのに、初めて聞きましたという学生が多く、高校生などにとってまだまだ遠い世界での話で、実感をもって学習をしていないのではと感じています。

(委員) 資料によると、最近はパソコンや携帯にかかわるような相談案件が増えていると思います。消費生活センターが、例えばパソコンショップや家電店や携帯ショップに協力を依頼し、啓発することもよいのではと思います。

高齢者の方に限らず若い人でもパソコンを初めて買うとか初めて携帯を契約する

ときに、架空請求のメールや消費トラブルについて、事例や対処法を伝えることが効果的ではと思います。

架空請求の被害防止についても、より多くの方に関心を持ってもらうために、例えば、はがきの文面を冊子にまとめて情報発信するなど、話題になるような取り組みも必要ではと思います。

(委員) 事業者としては経済成長のため、個人消費の拡大を目指すのですが、悪質商法や特殊詐欺といったものを抑えることなど、消費を上手にしていくことにつなげる必要があると思う。

理想としては、いいものを購入して長く使っていくといったことが大切だと思うので、エシカル消費の中で、地元のいいものを積極的に買うことで、地域を応援するといったことにつながる方がいいのではと思います。

(委員) 保育園では消費者教育というと、お買い物ごっこや物を大事にするといったことを教える事がつながるのではと思っています。これから消費者教育を進めていくためには、やはり情報発信が大切だと思うのですが、今回策定したこの計画はどのように市民の方々に情報発信しているのでしょうか。

⇒ (事務局) 本計画については、市報6月への掲載、CATVの広報番組での特集コーナー、市職員研修の実施など、消費者教育という言葉を知ってもらい、普段の取組につなげていただけるよう情報発信しています。

本計画は、行政だけが行うためのものではなく、市民が一緒に行うまちづくりの取組だと考えておりますので、それにつながるよう取り組んでいきます。

(委員) 市民の方からいろいろな相談を受けるが、具体的な事例を伝えていくことがトラブル防止につながると思う。テレビショッピングや、インターネットなどの通販では、売り手とのコミュニケーションがない中でのトラブルが多いと感じています。

また情報発信では、チラシだけではなく、テレビや新聞などのメディアを活用したり、事業者との連携といったことも大事だと考えます。

(委員) 県消費生活センターでも取り組みを進めております。例えば、学校などの教育機関へは、教材の作成や、教科部会へ参加して情報提供するなどの取組を行っております。今後も、より一層だ情報発信をしていかなければならないと感じているところです。

○消費者行政方針基本方針の見直しについて

(事務局) 平成22年度の策定した消費者行政基本方針については、現状に合わせた見直しが必要な時期が来ているのではと考えています。これからの進め方として、今回資料で示している項目をもとに次回以降、見直しについてご検討いただこうと考えています。

⇒ (委員) 進め方について了承